

## 過疎地域における固定資産税課税免除申請時に必要となる書類一覧

| 区分   | ●新規分<br>(当該年度に初めて固定資産税課税対象となる資産)   | ●継続分<br>(当該年度前年、前々年度に本課税免除を受けている資産) |
|------|--|-------------------------------------|
| 共通   | ①資産を取得した当該事業年度の法人税確定申告書(写し)<br>※税務署の收受印又は電子申告受付確認があるページの写しも添付<br>※事業の用に供した日、資産の取得年月日、耐用年数及び特別償却の有無を明らかにする書類(法人税申告書別表第16(2)「減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」の写し、償却資産の明細書等)を含む<br><br>②決算報告書(写し)<br>③特別償却をしない理由書(特別償却しない場合のみ)※1<br>④課税免除申請書(附表含む)<br>⑤旅館営業許可書(写し)(該当事業者のみ)<br>⑥産業振興機械等の取得等に係る確認書(写し)(村産業課で発行)<br>⑦事業所のパンフレット等(事業内容がわかるもの) | ・課税免除申請書(附表含む)                      |
| 土地   | ⑧土地の取得後1年以内に当該土地を敷地とする建物の建設着手があったことを確認できる書類(例:建築工事契約書の写し等)<br>⑨土地の登記事項証明書(写し可)   |                                     |
| 家屋   | ⑩建物配置図<br>⑪建物平面図(面積計算できるよう寸法を明示すること)<br>⑫家屋の登記事項証明書(写し可)<br>⑬不動産価格決定通知書の写し(地方振興局県税部で評価した場合)  |                                     |
| 償却資産 | ⑭構築物、機械の配置図<br>⑮構築物、機械・装置の名称と用途説明一覧<br>⑯生産工程図  |                                     |

※1 押印は不要です。

※ 登記が遅延していることにより、登記事項証明書等を提出できない場合は、遅延している理由とともに、土地売買契約書又は工事請負契約書等の、所有権が確認できる書類を提出してください。